

## [事案 2025-66] 損害賠償請求

・令和8年3月30日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

### <事案の概要>

募集人の事務疎漏を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成29年3月に契約した無解約返戻金型定期保険①②を解約し、令和4年4月に契約した変額保険③④について、以下の理由により、損害賠償として全期間の既払保険料を返還してほしい。

- (1) 令和3年12月頃より、募集人と募集人の上司から、「内容が変わらず会社でお金が必要になった時に貸付も利用できて解約金も戻る保険である」と何度も強く勧誘され、「切り換えるタイミングは今」と言われたこともあり、令和4年に本契約③④を締結した。
- (2) 本契約③④の締結と同時に本契約①②は解約処理されるものと思っていたが、令和6年10月頃、新しい担当者から、本契約①②が解約されておらず保険料引き落としが継続していることを知らされた。
- (3) 令和6年12月頃、本契約③について契約者貸付の利用を申し出たところ、「保険期間が15年に満たないため貸付できない」と言われ、契約締結時に聞いていた説明が事実ではないことを知った。
- (4) 以上の経緯があったことから、相手方に本契約①②の既払込保険料の返還を求めたところ、保険会社は、本契約③④と重複して加入していた時期令和4年4月から令和6年11月の保険料しか返還しなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の当初の申出内容は、本契約①②の遡及解約であり、また募集人の疎漏も認められたため、申立人の希望どおり、本契約①②の遡及解約および返金処理を行った。
- (2) 本裁定申立内容は、本契約①②につきさらに契約取消を求めるものであるが、もともと契約取消の申出はなく、申立人の主張が変遷していることなどから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時および解約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 令和4年4月以降に支払を余儀なくされた本契約①②に係る保険料については申立人に返還済みであるが、同日以降、申立人は資金繰りに窮し、銀行から融資を受けている。保険会社の解約手続の懈怠がなければ、申立人は融資を受けることもなく、その利息を支払う

こともなかった可能性がある。

- (2) 解約手続の懈怠の経緯ないし原因について、保険会社は、募集人の疎漏と主張するが、募集人は、事情聴取において、本契約③④の募集行為を主導した募集人の上司が解約手続を怠ったためと陳述しており、保険会社は明確な説明ができているとはいえない。申立人は、募集人の上司が募集人に責任転嫁しているのではないか、保険会社は事実を隠蔽しようとしているのではないかと疑念を抱くに至っており、こうした保険会社の説明に申立人が不満を抱くのは無理からぬことといえる。
- (3) 申立人は、令和6年12月頃、資金繰りに窮し、本契約③④の契約者貸付を申し出たが、契約申込時の説明に反し、申立人の場合、契約者貸付が利用できないことが判明した。契約者貸付が利用できるとの契約申込時の説明を前提とすると、本契約③④についても錯誤取消しが問題となり得るところで、契約申込時の説明が適切になされたのか疑問が残る。